

議案審議レポート

※ 議案は、本会議での質疑の後、所管の常任委員会に付託して慎重に審議しました。
主な議案と審議の経過について紹介します。

空家等の急迫した危険を回避

議案第 51 号 加西市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

概要 市民の生命、身体又は財産を保護するため、空家等の急迫した危険を回避する必要があるときに行政が対応できるよう改正するもの。

- ・老朽化した空家等の急迫した危険を回避する必要があるときであって、条例の規定に基づく措置を取る時間的余裕がないと認められるときは、市長が必要最小限の応急措置を講じることができる。
- ・応急措置に要した費用は、当該空家等の所有者等から徴収することができる。

質疑

問 空家の所有者が不明かつ緊急的に措置を講じる必要がある場合の対応は。

答 本来は所有者が対応すべきものですが、市民の安全を確保することを最優先に必要最小限の対応を行政が行います。

問 条例を改正する必要性について。

答 危険空家による相談が増加していますが、調査を進める上で相続放棄されているなど、現在の条例では対応できないものがあります。倒壊や屋根の崩落の危険も迫っていることから、条例を改正し緊急に対応できるようにするものです。

討論

なし

議決結果

全会一致で原案可決



固定資産税第 1 期の納期を 5 月 1 日から同月 31 日まで に変更など

議案第 53 号 加西市税条例の一部を改正する条例の制定について

概要 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和 7 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、加西市税条例の一部を改正するもの。

(1) 公示送達の方法

インターネットを利用し、公示事項を不特定多数の者が閲覧できる状態に置く措置を取るなど。

(2) 特定親族特別控除の創設等に伴う改正

19 歳以上 23 歳未満の特定扶養親族について、扶養基準を給与収入 103 万円以下から 123 万円以下に引き上げるとともに、給与収入 123 万円超 188 万円以下である場合は、特定親族特別控除の対象とする。(令和 8 年 1 月 1 日施行)

(3) 固定資産税の納期の変更

固定資産税第 1 期の納期を「4 月 1 日から同月 30 日まで」から「5 月 1 日から同月 31 日まで」に変更する。(令和 8 年 4 月 1 日施行)

(4) 加熱式たばこの市たばこ税の課税標準の特例

重量のみで換算する課税方式に見直すなど。(令和 8 年 4 月 1 日施行)

質疑

問 扶養控除の収入要件の見直しや特定親族特別控除が創設された場合の市税収入への影響額について。

答 令和 6 年度の課税状況を基に試算すると、扶養控除の収入要件が 103 万円から 123 万円に見直されることによる対象は 25 名で、67 万 5,000 円の減収となります。また、特定親族特別控除の創設による対象は 115 名で、240 万 7,800 円の減収となります。対象者は合わせて 140 名となり、減収額は 308 万 2,800 円です。

討論

なし

議決結果

全会一致で原案可決